

武力攻撃事態等に備えた避難実施要領パターンの作成

平成30年2月 豊岡市

1 避難実施要領パターンの作成

国民保護法において、武力攻撃事態等が発生した場合は、市は、県からの避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに作成することとなっている。そのため、事態発生時に少しでも迅速に避難出来るよう、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた「避難実施要領」について複数のパターンを作成する。

2 豊岡市国民保護計画が対象とする武力攻撃事態等

本市は、国民保護法に準じて、次の5事態を武力攻撃事態として市国民保護計画に記載している。

- ① 弾道ミサイル攻撃
- ② 航空攻撃
- ③ 着上陸侵攻
- ④ ゲリラや特殊部隊攻撃
- ⑤ 緊急対処事態（テロ等）

3 避難実施要領パターン作成の要否

上記の5事態の内、本市が置かれた地勢的、社会的現状にそぐわない事態もあるため、次のとおり改めて作成の要否を評価した結果、当面、「弾道ミサイル攻撃」と「着上陸侵攻」のみ避難実施要領パターンを作成することとした。

なお、弾道ミサイル攻撃については、攻撃が予想される範囲が広域であり、安全と言える場所の特定が極めて困難である。また、NBC（Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学））兵器が搭載されている可能性も高く、直ちに屋内から市内若しくは市外、県外へ避難することに馴染まない。そのため、事態発生時のパターン作成は屋内避難に留める。

着上陸侵攻については、本市の面積が広いことに鑑み、屋内避難と市内避難に留める。市外、県外への避難は、国及び県の指示に基づくこととする。

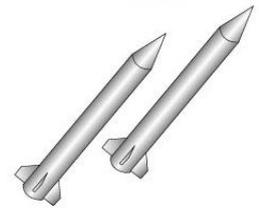
今後、国際情勢等の変化により、本市に「航空攻撃」「ゲリラや特殊部隊攻撃」「緊急対処事態（テロ）」等が発生する危険性が見込まれる時には、事前に新たな避難パターンを作成するが、それまでの間は既存のパターンを準用する。

各避難パターンには、NBC攻撃にも配慮するよう努める。

(1) 武力攻撃事態

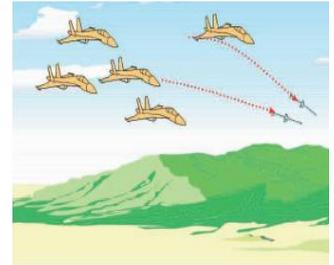
① 弾道ミサイル攻撃 ○

軍事上の拠点ではなく人口密集地でもない本市が、弾道ミサイルの標的となることは考えられない。しかし、隣接する京丹後市には米軍の通信所（経ヶ岬）、福知山市には自衛隊の駐屯地があることを考えると、周辺に着弾する可能性は否定できない。何らかの弾道ミサイル攻撃に対する備えは必要である。



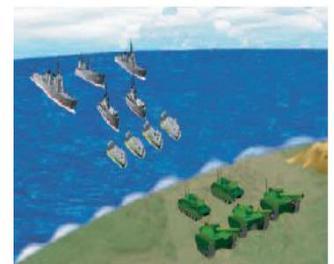
② 航空攻撃 ×

軍事上の拠点ではなく人口密集地でもない本市が、航空攻撃の対象となることは考えにくいいため、直接の航空攻撃に対する避難パターンは作成しない。



③ 着上陸侵攻 ○

日本海に面し複数の漁港を有する本市は、着上陸侵攻の対象となることが否めない。何らかの着上陸侵攻に対する備えは必要である。



④ ゲリラや特殊部隊攻撃 ×

日本海に面し複数の漁港を有する本市が、着上陸侵攻時に武力攻撃が行われる可能性は否定できないが、ゲリラ等が海上以外から本市に侵攻してくることは考えられないため、ゲリラ等に対する避難パターンは作成せず、着上陸侵攻パターンを準用する。



(2) 緊急処理事態（テロ等） ×

テロ活動の多くは、自分たちの行動（武力攻撃）を世界に知らしめることにある。そのため、本市のような地方都市でテロ活動が行われる可能性は極めて低い。人が多く集まるマラソン大会やコンサート会場等については、主催者責任としての備えが必要だが、まず事態発生場所から離れるという火災対応に準じた行動による他ないため、避難パターンは作成しない。

4 避難実施要領に定める事項（豊岡市国民保護計画 P76 参照）

避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりである。

【避難実施要領に定める事項】（法定事項）

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領作成に当たっての留意事項】（県保護計画で定められている留意事項）

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者等その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

5 豊岡市における避難実施要領のパターンの基本的な考え方

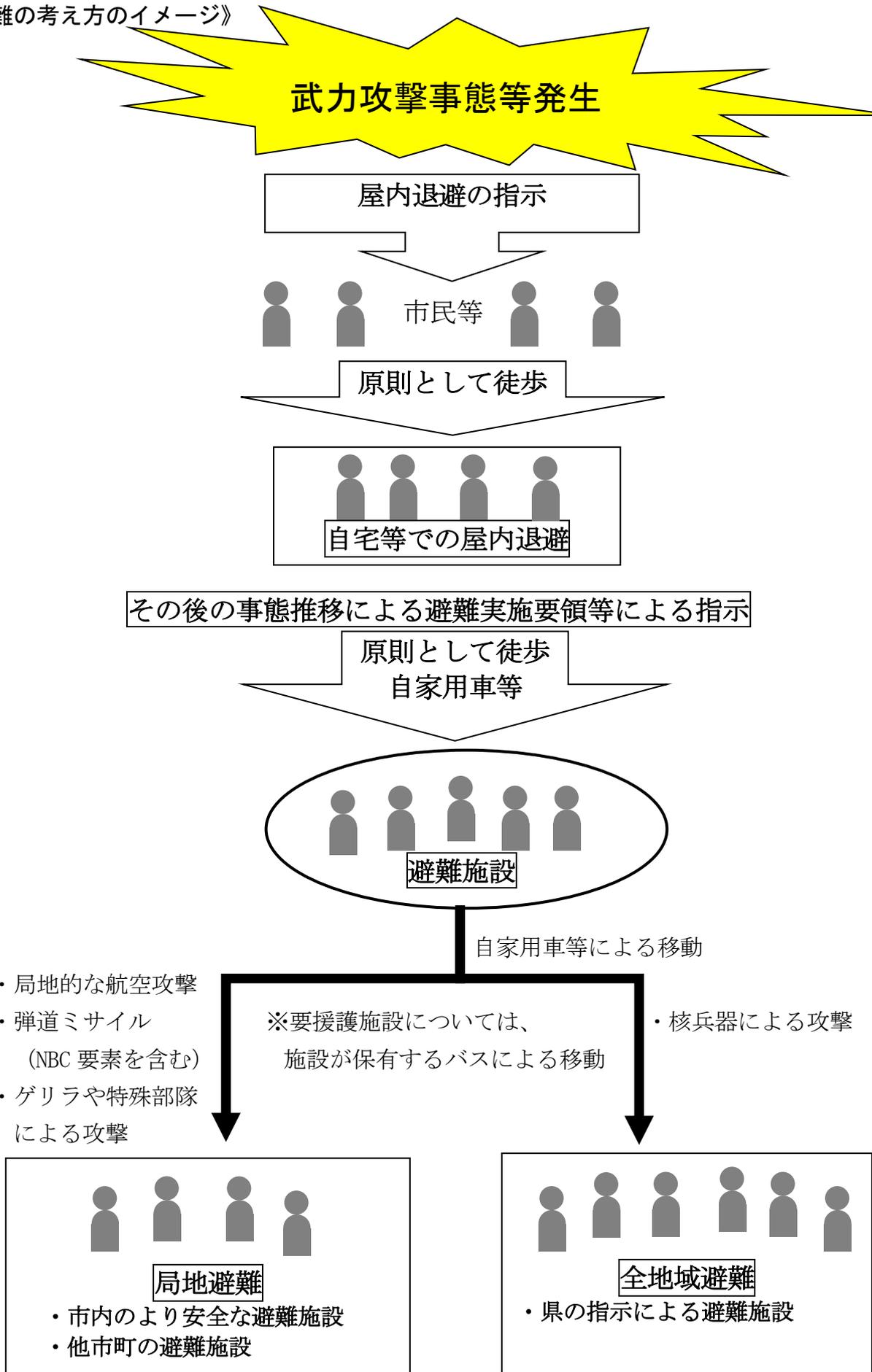
- (1) 兵庫県知事から避難の指示があり、かつ、その対応に余裕がある場合は、市長はその指示の内容に基づき、避難実施要領等を定める。
- (2) 上記(1)以外、特に突発的な攻撃を受けた場合等、市民等の保護のため緊急に避難させる必要がある場合は、市長は、原則として、屋内退避を指示する。

《理由》

ア 事態の状況、安全等が確認できるまで市民等の活動を速やかに停止させ、屋内に退避させることが最も安全と考えられるため。

イ 屋外に出ることにより、二次的な災害が起こる可能性があるため。

《避難の考え方のイメージ》



避難実施要領

豊岡市長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 事態の状況、避難の必要性等

- 事態の状況等について簡潔に記載
- 地図（要避難地域、一時集合場所、指定緊急避難場所等）

2 避難の要領

- (1) 要避難地域
- (2) 全般的方針
 - ①一時集合場所、②集合時間、③集合の単位及び方法、④指定緊急避難場所、⑤避難方法、⑥避難経路等について記載

※ 要避難地域が広範囲で、一時集合場所が複数ある場合には、一時集合場所ごとに記載する。在宅の要援護者、病院等の要援護者施設の対応についても記載する。
- (3) 避難時の留意事項

※ 基本的な留意事項のほか、NBC攻撃等条件により取舍選択するものを記載
- (4) 緊急連絡先

3 避難誘導の具体的な実施方法等

- (1) 避難誘導を実施する者
- (2) 避難誘導を実施する者の配置及びその主要業務
- (3) 飲料水、食糧の支援、医療の提供等 ※対象：市民・避難誘導を実施する者
- (4) 避難に係る警備
- (5) 残留者の確認
- (6) 避難誘導の終了
- (7) 避難誘導を実施する者の留意事項、心得等

※ 基本的な留意事項、心得のほか、NBC攻撃等条件により取舍選択するものを記載
- (8) 運送手段に係る調整

4 避難実施要領の伝達先等

- (1) 避難実施要領の伝達先
- (2) 市民への伝達方法 ※要援護者も含めて記載
- (3) 関係機関への伝達方法

パターン1 弾道ミサイル攻撃（屋内避難）

避難実施要領

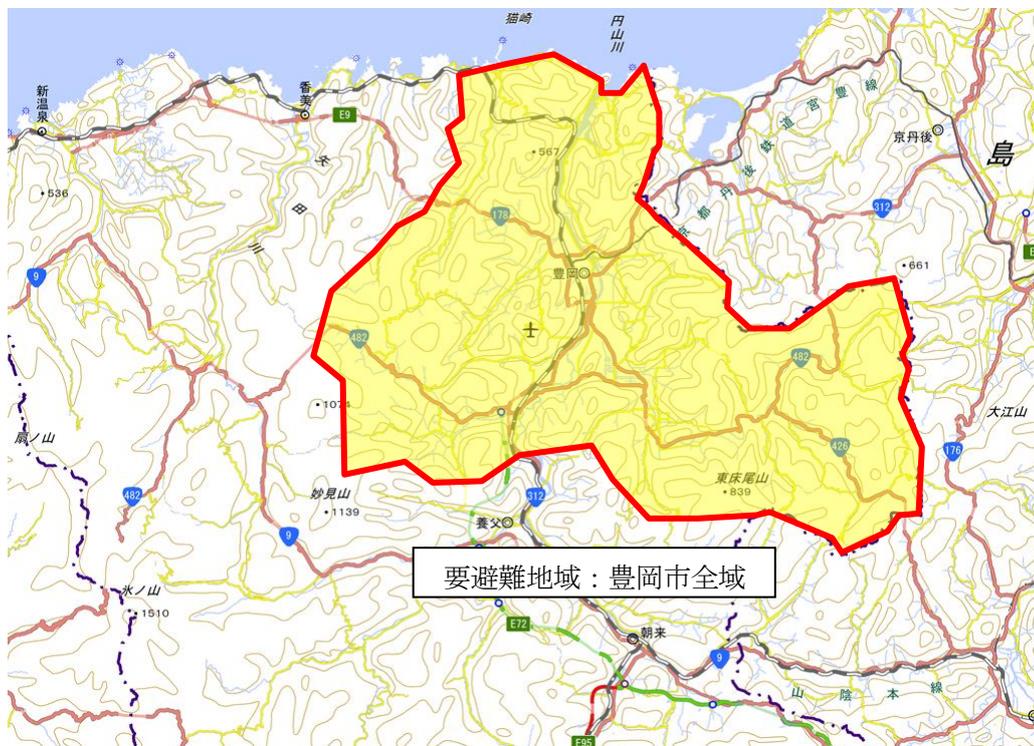
豊岡市長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 事態の状況、避難の必要性等

Jアラート等により、〇〇国から弾道ミサイルが発射され、本市周辺を通過若しくは着弾する可能性があるとの情報が流れた。

地図（要避難地域、一時集合場所、避難所等）



2 避難の要領

(1) 要避難地域

豊岡市全域（着弾予測箇所不明の場合）

(2) 全般的方針

実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が、Jアラート等により発令されたときには、爆風を避けるため直ちに屋内に避難すること。

ア 屋内にいる者は、窓ガラス等爆風により飛散する可能性のある物から離れ、極力建物の中心部に移動し、姿勢を低くして備えること。

- イ 屋外にいる者は、近くの建物の中か地下に避難すること。
建物が無い場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ること。

(3) 避難時の留意事項

- ア 事由の如何を問わず、安全が確認されるまで絶対に外出しないこと。
- イ 車両内にいるものは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、近くの建物の中や地下施設に避難すること。
- ウ 屋内に避難するにあたっては、あらかじめ避難施設として指定されているかどうかは問わない。また、これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受け入れに協力すること。
- エ 自力歩行が困難な者等の避難のため必要な援助について協力を要請された場合には、可能な限り協力に応じること。
- オ 避難する余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰にとどまること。その際、ガラス張りの建築物の下は避けること。
- カ 屋内避難後は、弾道ミサイルの弾頭の種類が核、生物剤又は化学剤である場合に備え、屋内では、窓を閉め、エアコン、換気扇を止め、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動すること。
- キ 着弾があった場合には、その状況を踏まえて、新たな指示の伝達を行うので、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備し、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意すること。

着弾後の注意事項

- 避難時に閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので直接見ないこと。
- 近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、市、消防、警察又は海上保安署等に連絡すること。また、着弾地点の周辺に興味本位で近づかないこと。
- 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石鹸で手、顔、体をよく洗うこと。
- 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受けること。

(4) 緊急連絡先

豊岡市国民保護対策本部 電話：0796-23-1111
FAX：0796-24-5932
E-mail：bousai@city.toyooka.lg.jp

パターン2 着上陸侵攻（屋内避難）

避難実施要領

豊岡市長

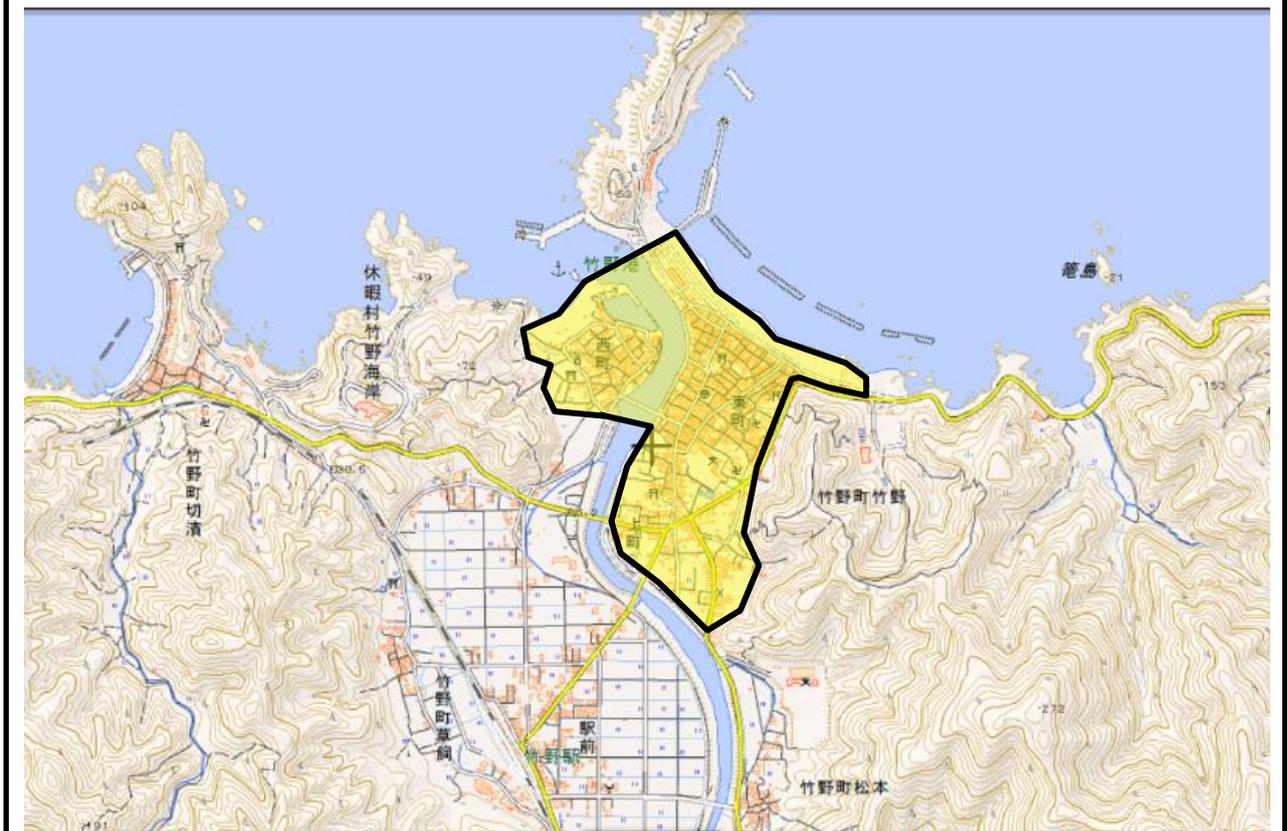
〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 事態の状況、避難の必要性等

〇月〇日〇時ごろ、武装した難民と思われる者たちが、豊岡市〇〇地域に上陸した。その後、姿を消し現在も〇〇地域に潜伏している模様。

国の対策本部長は、この事案を受け、本日〇時〇分に警報を発令し、豊岡市〇〇地域を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

地図（要避難地域、一時集合場所、避難所等） ● 要避難地域



2 避難の要領

(1) 要避難地域

豊岡市〇〇町、〇〇町・・・・・・・・

(2) 全般的方針

直ちに屋内に避難すること。

ア 屋内にいる者は、建物を施錠し極力建物の中心部に避難すること。

イ 屋外にいる者は、身近にあるできるだけ堅ろうな建物に避難すること。

(3) 避難時の留意事項

ア 事由の如何を問わず、絶対に外出しないこと。

イ 車両内にあるものは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の妨げにならない方法）に駐車し、近くのコンクリート造り等の堅ろうな建物や地下施設に避難すること。

ウ 屋内に避難するにあたっては、あらかじめ避難施設として指定されているかどうかは問わない。また、これらの施設等の所有者・管理者は、避難者の受け入れに協力すること。

エ 自力歩行が困難な者等の避難のため必要な援助について協力を要請された場合には、可能な限り協力に応じること。

オ 近所で爆発音などの不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、市、消防、警察又は海上保安署等に連絡すること。また、その周辺には興味本位で近づかないこと。

カ 事態の状況が沈静化され次第、新たな指示の伝達を行うので、最低限の食糧や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書などを準備し、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に十分注意すること。

(4) 緊急連絡先

豊岡市国民保護対策本部 電話：0796-23-1111
FAX：0796-24-5932
E-mail：bousai@city.toyooka.lg.jp

3 避難実施要領の伝達先等

(1) 避難実施要領の伝達先

本実施要領は、市民のほか、市の他の執行機関、県、警察、海上保安署、自衛隊、地元区・町内会、報道機関、学校・保育所等、病院・社会福祉施設等、大規模事業所・集客施設、交通機関その他の関係機関に伝達する。

(2) 市民への伝達方法

ア 市民への伝達については、防災行政無線、消防車両による広報、豊岡市ホームページ、FMジャングル、とよおか防災ネット（登録制メール）、BizFAX（登録制FAX）、エリアメール（緊急速報メール）等により行い、区・町内会、警察等にも広報

依頼する。防災行政無線等による伝達に当たっては、サイレンを最大音量で鳴らし、市民に注意喚起を促す。

なお、状況により要避難地域上空からのヘリによる伝達も検討する。

イ 聴覚障害者については、豊岡市ホームページ、BizFAX（登録制FAX）などにより伝達に努める。

ウ 日本語を解さない者に対する伝達は、豊岡市国際交流協会及びNPO法人にほんご豊岡あいうえおの協力によりSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し、多言語又はやさしい日本語による情報提供に努める。

(3) 関係機関への伝達方法

地元区・町内会は電話にて伝達することとし、その他関係機関は原則FAX又は電子メールにて伝達する。

パターン3 着上陸侵攻（市内避難）

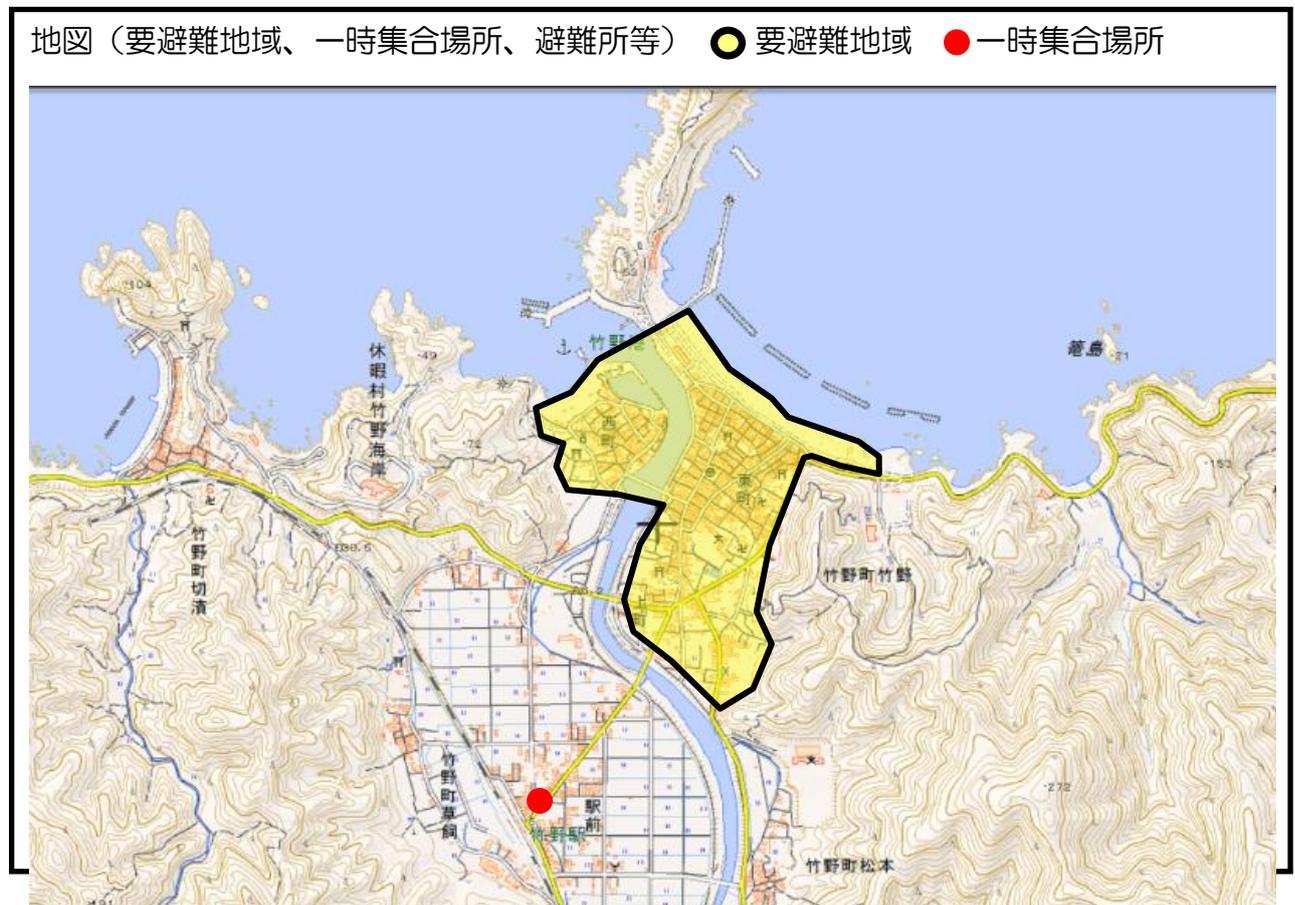
避難実施要領

豊岡市長

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 事態の状況、避難の必要性等

〇月〇日〇時現在、依然、武装難民の潜伏先は不明。新たな上陸侵攻が発生するかどうか不明。現時点では被害は発生していない。当面、安全が確認できるまで、市内避難を実施する。



2 避難の要領

(1) 要避難地域

豊岡市〇〇町、〇〇町・・・・・・・・

(2) 全般的方針 ※状況により下記ア～エを選択

要避難地域の市民等は、市内の避難所に避難するので、校区内の一時集合場所に集合すること。一時集合場所、指定緊急避難場所、避難経路等は、別紙1参照のこと。

- ア 集合にあたっては、原則、区・町内会、事業所単位で徒歩にて集合すること。
- イ 在宅の要援護者（徒歩による集合が困難な者など）は、家族・知人等の運転する自家用車により避難すること。
- ウ 在宅等の要援護者（徒歩による集合が困難な者など）については、市の公用車が巡回するので、安全が確保できる位置で待機すること。巡回経路等は、別紙2参照のこと。
- エ 要避難地域内に所在する要援護者施設については、可能な限り施設が保有する車両により避難する。それでもなお不足する場合は、市が手配するバス等で避難する。対象の要援護者施設、その他詳細は、別紙3参照のこと。

(3) 避難時の留意事項

- ア 避難誘導員等の指示に従い、落ち着いて避難すること。
- イ 隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行うこと。
- ウ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持出し品を携行すること。
- エ 近所で爆発音などの不審な音を聞いたときは、当該現場から離れるとともに、市、消防、警察又は海上保安署等に連絡すること。また、その周辺には興味本位で近づかないこと。
- オ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市職員、消防職員、警察官又は海上保安官に通報すること。
- カ 事態の状況に応じ、避難方法等を変更することもあるので、避難中も防災行政無線やラジオ、避難誘導員からの指示等に注意を払うこと。
- キ 避難誘導から離脱した場合の緊急連絡先は「豊岡市国民保護対策本部」とする。
電話：0796-23-1111（代表）

(4) 緊急連絡先

豊岡市国民保護対策本部 電話：0796-23-1111
FAX：0796-24-5932
E-mail：bousai@city.toyooka.lg.jp

3 避難誘導の具体的な実施方法等

(1) 避難誘導を実施する者 ※状況により下記ア～ウを選択

- ア 市職員・消防職員
- イ 消防団員
- ウ 市長の要請を受けて避難誘導に従事する警察官、海上保安官、自衛官

(2) 避難誘導を実施する者の配置及びその主要業務

- ア 一時集合場所に市職員・消防職員各〇人を派遣し、要避難地域境界及び一時集合場所付近での避難誘導、自家用車利用自粛の要請、要避難地域への逆流防止、避難者名簿の作成及び乗車の誘導を行う。
- イ 消防団員〇名を一時集合場所に派遣し、市職員・消防職員とともに避難誘導を行う。
- ウ 避難先である〇〇地区コミュニティセンター、・・・を担当する市職員（避難所担当職員）を派遣し、避難所の開設・管理、初期段階の避難所運営の協力を行う。
- エ 避難誘導の実施に際しては、現地調整所において、関係機関の活動調整、情報共有を実施する。

(3) 医療の提供等

避難誘導中の体調不良等に対応するため、一時集合場所に豊岡市立診療所の医師、看護師〇名を派遣し、市民等に医療を提供する。

(4) 避難に係る警備

- ア 警察官、海上保安官、自衛官により、一時集合場所及び避難所の警備を実施する。
- イ 一時集合場所から避難先への誘導に当たっては、警察、自衛隊車両の先導又は、バス等の運送手段への同乗を実施する。

(5) 残留者の確認

- ア 一時集合場所への集合後、市職員・消防職員、消防団員は区長（町内会長）等の協力を得て、避難の単位(区・町内会)ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認し、対策本部に連絡すること。
- イ 残留者には、避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておくこと。

(6) 避難誘導の終了

避難誘導は、〇時〇分までに終了するよう活動し、終了後は速やかに要避難地域から避難すること。

(7) 避難誘導を実施する者の留意事項、心得等

- ア 防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。（※特殊標章は、緊急対処事態は使用不可）
- イ 市民等が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つこと。
- ウ 避難誘導員は、無線機等により本部からの情報に留意し、市民等に正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけるこ

と。

エ 避難誘導員は、避難誘導時に危険な状態を生じさせる者がある場合には、必要な警告又は指示をすることができる。ただし、特に必要と認められる場合において次の措置を講じる必要がある場合については、避難誘導現場付近にいる警察官または海上保安官に依頼すること。（その場に警察官または海上保安官がいない場合に限り、消防吏員及び自衛官に依頼することができる。）

- ・ 危険な場所への立入を禁止し、若しくは退去させること。
- ・ 危険を生じさせるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去をさせること。

(8) 運送手段に係る調整

運送手段の確保、運行等について県、運送事業者、警察及び海上保安署と調整する。

なお、防衛省及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要と認める場合は、県知事に対し、防衛省及び海上保安庁に要請を行うよう求める。

4 避難実施要領の伝達先等

(1) 避難実施要領の伝達先

本実施要領は、市民のほか、市の他の執行機関、県、警察、海上保安署、自衛隊、区・町内会、報道機関、学校・保育所等、病院・社会福祉施設等、大規模事業所・集客施設、交通機関その他の関係機関に伝達する。

(2) 市民への伝達方法

ア 市民への伝達については、防災行政無線、消防車両による広報、豊岡市ホームページ、FMジャングル、とよおか防災ネット（登録制メール）、BizFAX（登録制FAX）、エリアメール（緊急速報メール）等により行い、区・町内会、警察等にも広報依頼する。防災行政無線、広報車による伝達に当たっては、サイレンを最大音量で鳴らし、市民に注意喚起を促す。

なお、状況により要避難地域上空からのヘリによる伝達も検討する。

イ 聴覚障害者については、豊岡市ホームページ、BizFAX（登録制FAX）などにより伝達に努める。

ウ 日本語を解さない者に対する伝達は、豊岡市国際交流協会及びNPO法人にほんご豊岡あいうえおの協力により、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した多言語又はやさしい日本語による情報提供に努める。

(3) 関係機関への伝達方法

地元区・町内会は電話にて伝達することとし、その他関係機関は原則FAX又は電子メールにて伝達する。

要避難地域等一覧

別紙 1

校区	対象町	一時集合場所及び集合時間	避難所	避難方法	避難経路
〇〇	〇〇町、〇〇町・・・・	〇〇小学校 (〇〇町〇〇番地) 集合時間 〇〇時〇〇分	〇〇地区コミュニティセンター (〇〇町〇〇番地)	バス	国道〇号～ 県道〇号線
〇〇	〇〇町、〇〇町・・・・	〇〇小学校 (〇〇町〇〇番地) 集合時間 〇〇時〇〇分	〇〇中学校 (〇〇町〇〇番地)	バス	国道〇号～ 県道〇号線
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

要援護者対応車 巡回経路等一覧

別紙2

校区	巡回経路及び運行時間
〇〇	1 〇〇保育園（〇〇町〇〇番地）→スーパー〇〇店前（〇〇町〇〇番地）→・・・→〇〇小学校（〇〇町〇〇番地） （〇〇時〇〇分） （〇〇時〇〇分） （〇〇時〇〇分） 2 〇〇病院（〇〇町〇〇番地）→〇〇庁舎（〇〇町〇〇番地）→・・・→〇〇小学校（〇〇町〇〇番地） （〇〇時〇〇分） （〇〇時〇〇分） （〇〇時〇〇分） 3（略）
（略）	（略）

要援護者施設等一覧

別紙3

校区	要援護者施設及び出発時間	避難所	避難方法	避難経路
〇〇	〇〇保育所 (〇〇町〇〇番地) 出発時間：〇時〇分	〇〇小学校 (〇〇町〇〇番地)	バス	国道〇号～県道〇号線
	〇〇病院 (〇〇町〇〇番地) 出発時間：〇時〇分		バス	国道〇号～国道〇号～県道〇号線
	〇〇老人ホーム (〇〇町〇〇番地) 出発時間：〇時〇分		バス	国道〇号～国道〇号～県道〇号線
〇〇	〇〇老人ホーム (〇〇町〇〇番地) 出発時間：〇時〇分	〇〇小学校 (〇〇町〇〇番地)	市公用車～バス	県道〇号線～国道〇号～県道〇号線
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)